

回 覧 令和4年12月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

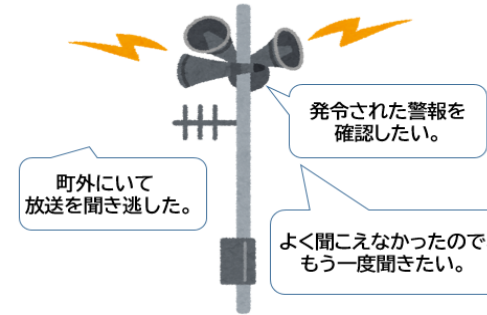
◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-----------------------|--|
| 〈募 集〉 | 1 | ◆令和5年度 会計年度任用職員任用希望者の登録者を募集します
◆介護支援専門員(ケアマネージャー)を募集します |
| | 2 | ◆町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します
◆ハローワーク主催 マネー&ライフプランセミナーを開催します |
| | 3 | ◆岩瀬ダムの管理人を募集します |
| 〈お知らせ〉 | ◆償却資産申告書(固定資産税)を送付します | |
| | 4 | ◆令和5年 三股町消防出初式が開催されます
◆付加保険料の上乗せ納付で受け取る年金額を増やせます |
| | 5 | ◆令和5年度放課後児童クラブの申請が始まります |
| | 6 | ◆三股町ふるさと納税ポータルサイト新規開設のお知らせ |
| | 7 | ◆第6回みまたん霧島パノラマまらそん開催日に交通規制を行います |
| | 8 | ◆「もろかた弁フォトカレンダー(クーポン付き)」が完成しました！町内各施設などで配布中！！ |
| | 9 | ◆寒くなったら水道管の凍結にご注意ください |
| | 10 | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています |
| 11 | ◆家内労働(内職)情報をお知らせします | |

防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合があります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係 ☎52-1110 (直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|--|
| 〈農林畜産業関連〉 | 11 | ◆あぜ焼きを実施します |
| | 12 | ◆農地法に関する申請の受付期間のお知らせ
◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| | 13 | ◆1月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| 〈保健と福祉〉 | 14 | ◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します |
| 〈相 談〉 | 15 | ◆「行政相談」を実施します
◆「人権相談」を実施します |
| | 16 | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



◎「広報みまた」1月号は1月15日号回覧とともにお届けします。
支部長宅への発送は1月12日(木)～13日(金)を予定しています。



募 集

◆令和5年度 会計年度任用職員任用希望者の登録者を募集します

令和5年4月～令和6年3月に勤務する会計年度任用職員の登録者を募集します。町役場に勤務する会計年度任用職員は、事前に登録している人の中から選考・採用しています。(採用人数は、若干名です。)

会計年度任用職員とは、業務繁忙期などに、職員の補助として1会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。

登録する人は、「三股町会計年度任用職員任用申込書」((A4版)※申込書は、町公式サイト(町政情報のページ)からダウンロードできます。)に必要事項を記入し、総務課職員係に提出してください。提出は、なるべく郵送でお願いします。なお、提出した申込書は原則返却できません。

■提出期限 = 令和5年2月1日(水)

■提出場所 = 町役場総務課 職員係(2階 ①番窓口)

■登録者募集内容 =

〈一般事務補助〉

募集条件	18歳以上で、パソコン操作(エクセル・ワード)ができる人(ただし、学生は不可)	
①1日 7時間30分 勤務	雇用期間など	1カ月以上1年以内 (社会保険・雇用保険あり)
	勤務時間	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時
②1日 5時間勤務	雇用期間など	1カ月以上1年以内 (社会保険・雇用保険あり) ※一定の要件を満たす場合に加入します
	勤務時間	月曜～金曜 午前10時～午後4時(5時間)

〈資格・免許所持者〉

介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師、図書司書、管理栄養士、教員免許取得者など

※注意事項

ご登録いただいても、希望する職種の求人がないなどの理由で、登録期間中に連絡がない場合があります。

★お問い合わせは、総務課 職員係(2階 ①番窓口)

☎:52-1113(直通) お願いします。

◆介護支援専門員(ケアマネージャー)を募集します

町地域包括支援センターでは、ケアマネージャー(会計年度任用職員)を募集しています。希望する人は高齢者支援課地域包括支援センターにお問い合わせください。

■仕事内容 =

- ・要支援1・2のケアプラン作成業務
- ・その他、町地域包括支援センターに関する業務

勤務時間	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 (休憩:正午～午後1時)
休 暇	週休2日(土曜・日曜) 祝日、12月29日～1月3日、特別休暇
募集人員	1名
給 与	月額 179,516円
諸 手 当	期末手当、通勤手当(社会保険・雇用保険あり)
雇用期間	採用の日から令和5年3月31日 (再度の任用あり)

■勤 務 地 = 町役場 高齢者支援課 地域包括支援センター

■応募条件 =

- ①介護支援専門員の資格を持っていること
- ②ワード・エクセルの基本操作ができる人
- ③普通自動車運転免許がある人

■必要書類等 = 「会計年度任用職員任用申込書」と「ハローワーク紹介状」を高齢者支援課まで郵送またはお持ちください。

※会計年度任用職員任用申込書は、

町公式サイト>町政情報>職員採用>募集案内からダウンロードできます。

★お申し込み・お問い合わせは、

高齢者支援課 地域包括支援センター(1階 ⑦番窓口)

☎:52-9063(直通) お願いします。



◆町ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」を募集します

ファミリー・サポート・センターは、子育てを助けてほしい人(おねがい会員)と子育てを援助したい人(まかせて会員)が助け合いながら子育てを支援する会員組織です。

今回、講習会の開催に合わせて、子育てを援助してくれる「まかせて会員」を募集します。地域で一緒に子育てのお手伝いをしませんか。

■まかせて会員の条件 =

- ①町内在住で20歳以上の心身ともに健康な人
- ②子育て支援に意欲のある人

■まかせて会員になるには =

- ①センターが実施する講習会を受講する(全7講義、2日間)
- ②センターに入会申込書を提出する

■講習会の日程 =

○日 時:令和5年2月14日(火)午前8時40分～午後3時30分

2月15日(水)午前8時50分～11時

※2日間とも受講が必要です

○場 所:町総合福祉センター「元気の杜」

○内 容:保健師、管理栄養士、小児科医、心理士などによる子ども・子育てに関する講義

○参加費:無 料

■活動の内容 =

子どもの預かりや保育園などの施設への送迎など

※預かる子どもの年齢、活動の内容、日時などは選ぶことができます。

※有償ボランティア活動です。(1時間あたり、平日は600円、土曜・日曜・祝日は800円)

※補償保険に加入しています。(保険料はセンターが負担)

★お申し込み・お問い合わせは、

ファミリー・サポート・センターたんぽぽ ☎:51-5688

をお願いします。



◆ハローワーク主催 マネー&ライフプランセミナーを開催します

一人ひとりがお金や自分の人生設計と向きあい、考えることによって、自身がどんな仕事を目指すのか、どんな働き方を選ぶのか、そのための技術・知識・経験・知恵などを金融広報アドバイザーが詳しく解説します。

■テーマ = これからの仕事とお金

■日 程 = 令和5年1月30日(月)

■時 間 = 午後2時～3時45分

■場 所 = 都城合同庁舎2階 会議室

■参加費 = 無料 先着25人 予約制

■講 師 = 山元 浩一さん 宮崎県金融広報委員会 金融広報アドバイザー

■対 象 = 大学・短大・専門学校などの学生
就職活動中の人(おおむね35歳未満の人)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、当日はマスクの着用をお願いします。

※雇用保険受給者の人は、求職活動実績になります。当日、「雇用保険受給資格者証」を持ってきてください。

※当日は予約票をお持ちのうえ、直接2階の会場へお越しください。

※初めてハローワークを利用される場合、求職登録が必要です。

★お問い合わせは、

ハローワーク都城・学卒担当 ☎:45-1745 をお願いします。



◆岩瀬ダムの管理人を募集します

■応募資格 =

- 管理事務所に居住して働くことができる夫婦など(2人)で、ダムに1人は常駐できること。
- 業務に支障とならない程度の健康状態であること。
- 年齢不問

■契約内容 =

- 勤務場所:小林市野尻町東麓字寺原4790
(小林市役所野尻庁舎から車で約10分、のじりこびあから車で約5分)
- 契約(委託)期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日(継続委託可)
- 委託額:2人で月額19万円程度

■主な業務内容 =

- 毎日の気象観測
- 異常時(地震、台風、機器故障など)の通報連絡
- ダム施設の簡単な点検、清掃、防火、防犯
- 来訪者に対する対応など

■必要書類 = 2人の履歴書、健康診断書

■申込方法 = 郵送または持参してください。

■申込期限 = 令和5年1月20日(金)まで

■選考方法 = 面接 ※日程は後日連絡

★お問い合わせは、

県都城土木事務所 河川砂防課ダム担当
〒885-0024 都城市北原町 24-21
☎:23-5859 ファクス:24-3755 お願いします。



お知らせ

◆償却資産申告書(固定資産税)を送付します

地方税法の規定により、町内に償却資産を持っている人は、毎年1月1日現在の状況を申告する必要があります。

該当する償却資産の所有者に対して、申告に必要な書類を12月末までに送付しますので、必要事項を記入して、令和5年1月31日(火)までに税務財政課 資産税係(町役場 1階 ⑤番窓口)に提出してください。

○償却資産申告書への押印は不要です。

○償却資産申告書には、マイナンバー(個人番号・法人番号)を記載してください。

○太陽光発電設備を設置している場合も償却資産の申告が必要です。

(ただし、個人については、10キロワット未満の場合は申告の必要はありません。)

○先端設備等導入計画の認定を受けて取得した新規設備がある場合、申告書備考欄と種類別明細書の摘要欄に“先端設備特例”などの記入をし、関係書類を添付してください。

○新規に申告される場合、税務財政課 資産税係にご連絡ください。申告書類を送ります。

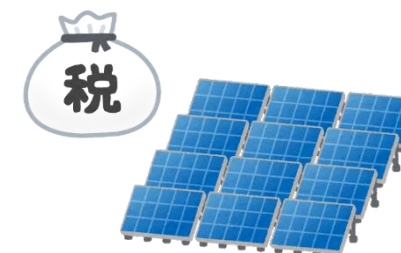
【償却資産とは・・・】

土地や家屋以外で、事業用の資産のうち減価償却費が法人税法や所得税法の規定で所得を計算したときに、損金または必要な経費に算出されるもの。

例えば、会社や個人事業主が、事業のために使用する構築物、機械や器具、備品などのことです。

★お問い合わせは、

税務財政課 資産税係(1階 ⑤番窓口)
☎:52-9636(直通) お願いします。



◆令和5年 三股町消防出初式が開催されます

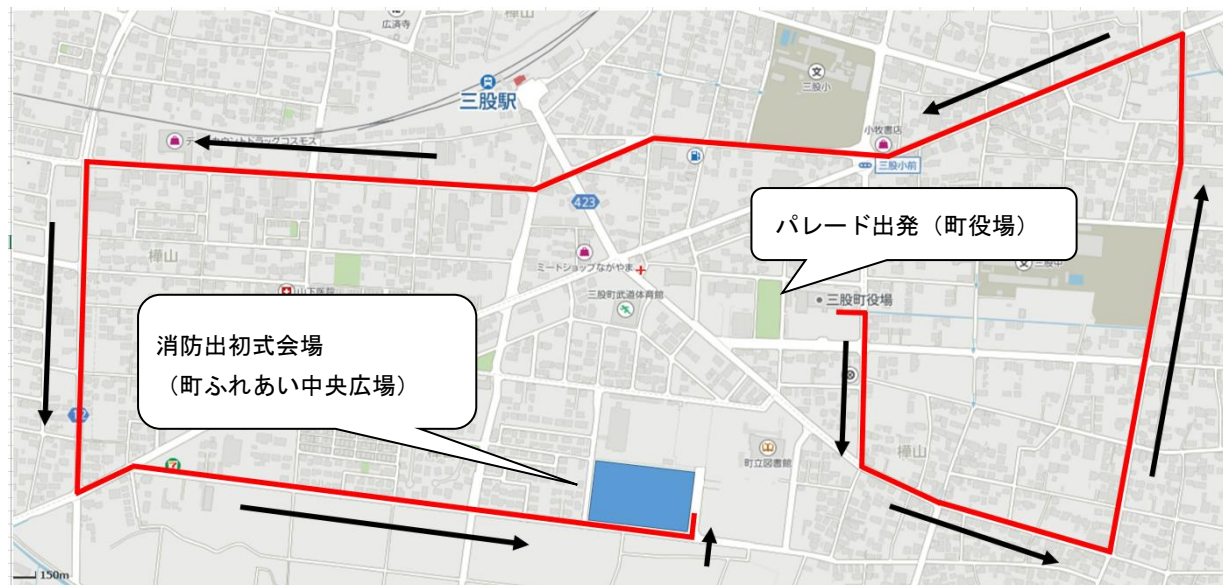
新春の恒例行事、消防出初式を次のとおり開催します。

なお、当日は消防出初式に先立ち、消防団車両によるパレードも実施しますので、住民の皆さんには、消防出初式の開催趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

開催日	開始時刻	会場
令和5年1月8日(日)	午前8時30分	町ふれあい中央広場 (町立文化会館西側)

■令和5年三股町消防出初式パレード経路図

※パレード開始時刻：午前7時10分役場出発



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) にお願ひします。



◆付加保険料の上乗せ納付で受け取る年金額を増やせます

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者・農林漁業者・学生・無職の人など)と、国民年金に任意加入している人は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やせます。

【定額保険料】(いずれも月額)

令和4年度: 16,590円 令和5年度: 16,520円

■付加保険料の月額 =

400円

■納めることができる人 =

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)
- ・現在、免除、納付猶予や学生納付特例の認定を受けていない人

■付加年金額 =

支給される付加年金の年額は、**200円×付加保険料納付済月数**

例)付加保険料を60カ月納めた場合

納付した付加保険料 400円×60カ月分=24,000円(総額)

受け取る付加年金額 200円×60カ月分=12,000円(年額)

付加保険料を納めた分は、2年間でモトが取れます！

*付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。

*国民年金基金に加入中の人は付加年金に加入することができません。

*付加年金のみの加入はできません。

付加保険料の納付を希望する人は、年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバー(個人番号)のわかるもの、本人確認書類(運転免許証など)を持って、町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)または都城年金事務所へお申し込みください。

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口) ☎:52-9631(直通)

または、都城年金事務所 ☎:23-2571(代表) にお願ひします。



◆令和5年度放課後児童クラブの申請が始まります

放課後児童クラブは、就労などで放課後に保護者が不在となる児童に、町内の児童館や学校近隣の法人施設で適切な遊び・生活の場を与え、健全な育成を図ることが目的です。

日曜、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は利用できません。

利用料金は**有料**です。ただし、同じ世帯から2人以上登録がある場合や、生活扶助、児童扶養手当、小規模特認校制度を利用している世帯などは、利用料金の免除制度があります。詳しくはお問い合わせください。

**申請書の提出期間は、令和5年1月4日(水)～1月31日(火)です。
希望する児童クラブへ直接ご提出ください！**

※入会を希望する人は、新規・継続を問わず、全員申請が必要です。

■提出書類 =

- ①三股町放課後児童クラブ入会申請書(全員)
- ②承諾書(全員)
- ③就労証明書または入会要件申立書(全員)
- ④三股町放課後児童クラブ利用料金免除申請書(該当者のみ)

※申請書は各児童クラブで配布しています。法人が運営する児童クラブへ入会を希望する人は、事前に各クラブへご連絡ください。

■対象児童 =

- ①放課後に就労などで保護者が不在となる児童
 - ②保護者が就学・疾病・看護・出産(育児休業の場合を除く。)などで、健全育成上支援を要する児童
- ※上記①、②のいずれかに該当する必要があります。
※原則として低学年の児童が優先です。
※保護者の責任で送迎を行ってください。



■登録できる放課後児童クラブ =

原則として、ご自宅近くの放課後児童クラブへの登録になります。
※必ずしも希望の放課後児童クラブへ登録できるとは限りません。
※登録先の決定は、先着順ではありません。新一年生から優先に、お住まいの地域、保護者の就労等状況(就労時間・就労日数など)を考慮して決定します。
※定員を超える場合は、他のクラブへの登録もしくは入所待機となります。

■登録期間 = 令和5年4月1日～令和6年3月31日

■入会承認 = 申請期間内の申請者には、2月中旬以降に、各児童クラブから「三股町放課後児童クラブ入会承認通知書」または「入会不承認通知書」でお知らせします。

■児童クラブ一覧 =

名称	運営	開設場所	電話番号	備考
三股小児童クラブ	町	三股小学校敷地内	51-0606	利用料金のほかに 保険料として 年額800円を 徴収します。
プラザ児童クラブ	町	第2地区交流プラザ	52-1099	
東原児童クラブ	町	東原児童館	52-0336	
今市児童クラブ	町	今市児童館	52-1814	
三股西小第一児童クラブ1	町	中原団地広場内施設	51-2780	
三股西小第一児童クラブ2				
植木児童クラブ	町	植木児童館	52-1092	
蓼池児童クラブ	町	蓼池児童館	52-3947	
前目児童クラブ	町	前目児童館	52-4844	
梶山児童クラブ	町	梶山児童館	52-1251	
長田児童クラブ	町	第5地区防災センター内	070-2341-7922	
宮村児童クラブ	町	宮村児童館	52-5533	※法人に直接申請書 を提出してください。 利用料金のほかに おやつ代などの実費 徴収があります。 詳しくは直接お問い 合わせください。
放課後児童クラブ たでいけキッズ	法人	蓼池3541-29(蓼池)	77-5905	
キッズリターンクラブ	法人	樺山3002-2(中米)	52-1376	
三股中央キッズクラブ	法人	樺山4558番地5 (下新馬場)	36-7090	
児童クラブ ビバーチェ	法人	花見原4番地1(花見原)	52-5834	
第一っ子クラブ	法人	樺山3523番地5 (山王原)	52-3894	

★お問い合わせは、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9060(直通) または各児童クラブにお願いします。

◆三股町ふるさと納税のポータルサイト新規開設のお知らせ

ふるさと納税は、町外に住む三股町に縁のある人、三股町が好きな人、三股町が気になる人などに「三股町ふるさと未来寄附金」を通じて本町の活性化のため応援していただくものです。

このたび、町が契約しているふるさと納税ポータルサイトが新たに1サイト増え、合計8サイトになりましたので、お知らせします。各サイトで利用できる決済方法やポイントなどが異なりますので、好みに応じて選んでください。

令和4年の寄付控除を受けたい場合は、令和4年12月31日までに入金(決済)を完了する必要があります。

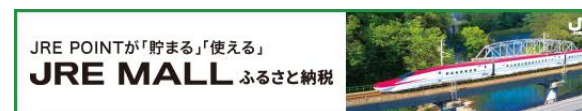
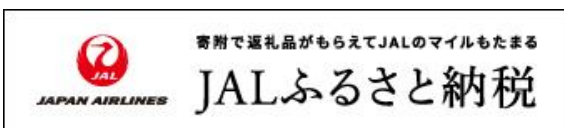
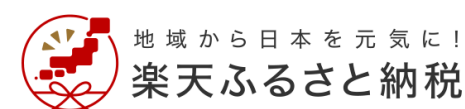
ぜひ、町外に住む家族や知人などに紹介をお願いします。

(令和4年12月1日現在)

【新規】



【既存】



■ふるさと納税とは =

2,000円以上の寄付を行った場合に、本町が発行する「寄附金受領証明書」を使って確定申告などを行うことにより、住民税や所得税から一定の控除を受けることができる制度です。

「納税」とありますが、新たに税を納付するのではなく、応援したい自治体自ら選び「寄付」を行うものです。

■ふるさと納税のポイント =

○生まれた土地でなくても寄付ができます！

寄付先は、自分が生まれた土地でなくても可能です。全国の中で応援したいと思った自治体を選ぶことができます。

○本町の特産品(返礼品)がもらえる！

5,000円以上の寄付をした町外在住の人の場合は、寄付のお礼として、寄付額に応じた三股町の返礼品を贈ります。

○寄付額に応じて税金が控除されます！

寄付した金額のうち2,000円を超える部分は、寄付額に応じて普段納めている住民税などから控除されます。控除額には所得や扶養などにより上限があります。※確定申告や、ワンストップ特例申請などの手続きが必要です。

○寄付金の使い道を指定できます！

ご自身で寄付した寄付金の使い道を選ぶことができます。

★お問い合わせは、

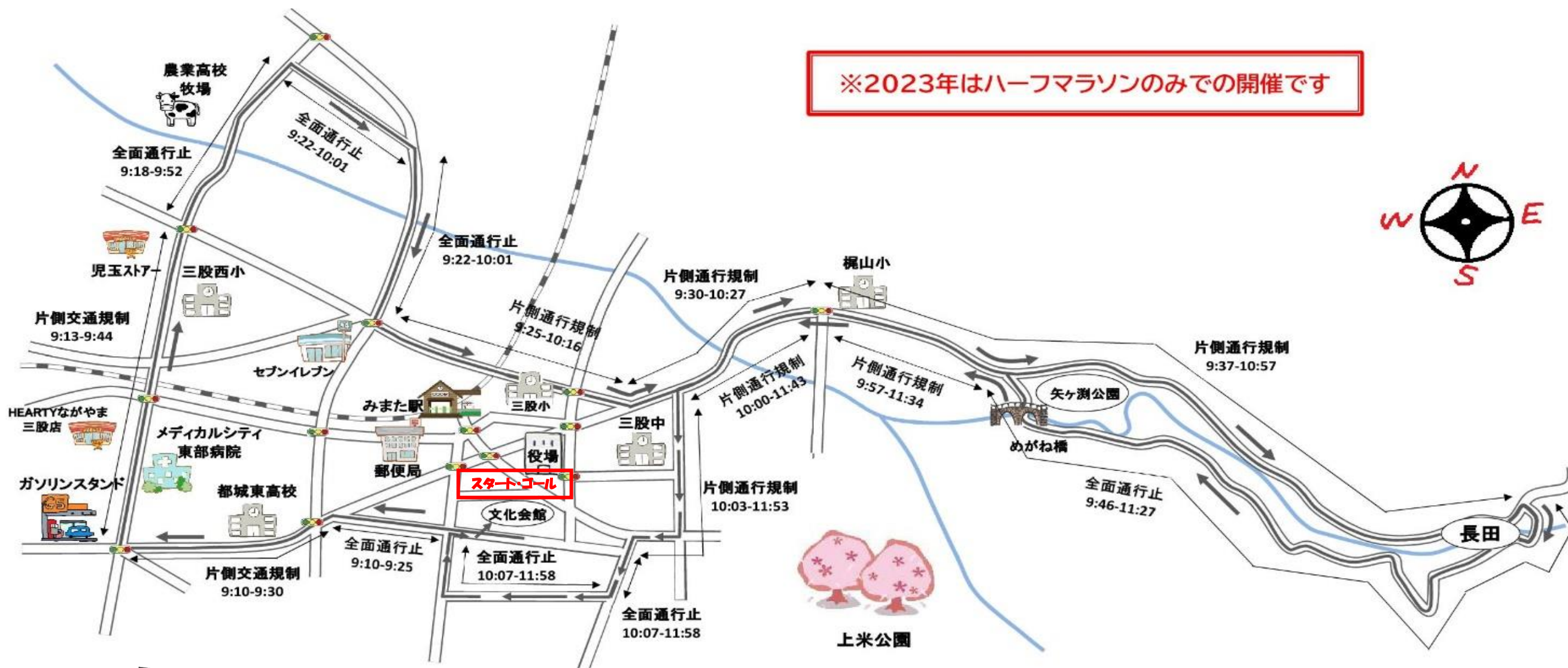
ふるさと納税推進室 ☎:36-6171 にお願ひします。



◆第6回みまたん霧島パノラマまらそん開催日に交通規制を行います

3年ぶり6回目となる新春の恒例イベント「みまたん霧島パノラマまらそん」の開催に伴い、町内で交通規制を行います。町民の皆さんには、大変ご迷惑をお掛けしますが、大会の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。 ※大会の運営状況により、時間帯が変更になる場合があります。

開催日： 令和5年1月22日(日)	規制時間： 午前9時～正午	会場： 町立文化会館(スタート・ゴール)
-------------------	---------------	----------------------



※ 文化会館の南側道路は、9:00～12:30まで全面通行止めとなります。
 ※時間は目安ですので、変更となる場合があります。

★お問い合わせは、みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会事務局教育課 スポーツ振興係 ☎:52-9312(直通) にお願ひします。

特別コラボ企画

よかもん朝市を

令和5年

日時: 1月22日 (日)

午前8時~午後1時



ふれあい中央広場



みまたん霧島パノラマまらそん

当日、会場内は多くの人出が予想されます。車で来場する人は、係員の指示に従って、駐車してください。



パノラマ
まらそん会場
この日だけ特別に

で開催します!

ランナーを
応援に行っど!!



三股町物産館よかもんやのキャラクター んじゃ様

よかもん朝市出店予定者一覧

中村食肉 さんちゃん亭 がんばっど山王原
 タカヒラ パン・マルシェ ナンバー食品
 柿の葉すし しも農園 青葉食堂 桜結
 トブカ あんぱさんと 工房よしむら
 能勢どんの店 三股町商工会女性部・青年部
 森の雫 よかもんや (順不同)

※予告なく出店者が変更になる場合があります

◆「もろかた弁フォトカレンダー(クーポン付き)」が完成しました!
町内各施設などで配布中!!

町商工会商業部会では、町内事業者の活性化や「もろかた弁」の魅力を発信するため、「もろかた弁」をテーマにしたフォトコンテストを行い、入賞作品と町内事業所のクーポン券を掲載した「2023クーポン付きもろかた弁フォトカレンダー」を制作しました。クーポンの内容は、商品買上時の割引・商品プレゼント、飲食時の飲物サービス・割引券などです。現在、下記施設などで無料で配布しています。

なお、数に限りがあります。なくなり次第終了となりますのでご了承ください。また、休館・休業の場合がありますので、事前に電話などで確認されてからお訪ねください。

【カレンダー配布場所】

■町内施設

- ①三股町役場
- ②町立文化会館
- ③町立図書館
- ④町まち・ひと・しごと情報交流センター(あつまい)
- ⑤町総合福祉センター(元気の杜)
- ⑥町物産館よかもんや
- ⑦JR三股駅
- ⑧三股町商工会(よかもんや隣)

■商業部会役員事業所(地区名)

- ①(有)田尻石油店(東原)
- ②去川ストアー(山王原)
- ③(株)中村食肉(仲町)
- ④十字屋(稗田)
- ⑤ひろせ本店(稗田)
- ⑥(株)ベーカリー梅茂登(稗田)
- ⑦(株)Aquare(花見原)
- ⑧丸久青果(仲町)

★お問い合わせは、

町商工会 ☎:52-2226 お願いします。



◆寒くなったら水道管の凍結にご注意ください



■凍結に注意 =

気温が氷点下4℃以下になると、水道が凍結しやすくなります。屋外、北側で日が当たらない場所にある水道管や、露出している水道管などは、特に注意が必要です。自宅の水道は大丈夫でしょうか？天気予報に注意して、水道管を凍結から守りましょう。

■凍結を防止するには =

- ・少しだけ水を出しておく。
水道代が気になる人もいますが、少しずつであればそれほど金額は大きくありません。水道管が破損して修理する方がお金が掛かります。
- ・水道管に保温材(布や毛布でも代用可)を巻き、その上からビニールテープなどを巻くと効果があります。
※布や毛布がぬれると逆効果になるので注意してください。

■凍結で水が出ないときは =

- ・自然に解けるまで待つ。
- ・凍った箇所にタオルなどを巻き付けて、ぬるま湯をゆっくりとかける。
※熱湯をかけると水道管が破裂する可能性があります。
- ・ドライヤーの温風を当てる。

■水道管が破裂したら =

- ・水道管が破裂した場合は、メーターボックス内の止水栓を閉めて、町指定給水装置工事事業者に修繕を依頼してください。
※町内給水装置工事事業者は次ページをご参照ください。



★お問い合わせは、

環境水道課 上水道係(2階 ④番窓口)

☎:52-9081(直通) お願いします。

■三股町指定給水装置工事事業者一覧表

No	事業者名	代表者名	事業者住所	電話番号
1	システムメンテナンス	吉川 正好	蓼池877番地7	52-4643
2	加治屋設備	加治屋 康弘	蓼池2873番地	27-7084
3	橋口建設	橋口 祐一	蓼池2338番地9	52-9720
4	政野建設(有)	政野 孝一	長田2182番地3	52-1374
5	曙建設(株)	甲斐 知美	宮村2774番地21	36-6391
6	綿屋設備	綿屋 利洋	樺山5046番地12	090-6294-3247
7	(有)木佐貫設備工業	木佐貫 良彦	樺山4672番地	52-5574
8	(有)才田工務店	才田 正弘	樺山4454番地6	52-2305
9	(株)木佐貫建設	木佐貫 紀雄	樺山4185番地7	52-2143
10	合同会社 大和設備	大村 和美	樺山3628番地2	52-6930
11	柳井設備	柳井 利和	樺山3247番地2	090-5741-5237
12	(株)大和組	中原 康憲	樺山3168番地4	52-2215
13	大村設備	大村 光彦	樺山2992番地	090-3327-4101
14	(株)真和産業	和田 昇	樺山1592番地6	52-0618
15	(有)野元設備	野元 俊英	花見原8番地11	52-2460

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車と中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(購入する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方と後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町と都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費と補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



★お問い合わせは、
総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52-1110(直通)
をお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和4年11月24日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、都城市内(要相談)、小林市内一部地域	1個 10円~50円
部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円~1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円~
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円~20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万~4万5千円

◎事業所へ

内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜~金曜(土曜、日曜、祝日は休みです)
受付時間	午前9時~午後5時



より詳しい情報は で

農林畜産業関連

◆あぜ焼きを実施します



農作物病害虫の越冬生息源の撲滅を目的に、町内一斉に水田・畑の「あぜ焼き」を実施します。町民の皆さんのご協力をお願いします。

■期 日 = 令和5年1月15日(日)

■時 間 = 午後1時~4時

※実施する場合は、午後1時に消防演習サイレンを吹鳴します。

※雨天などで延期する場合は、当日の午前中に広報塔でお知らせします。

※順延日 ⇒ 1月22日(日)同時刻

■実施地域 = 町内全域の水田・畑のあぜなど

■巡回指導 = 各地域農業集団長、各地区農事振興会長
各集落営農^{けいはん}集団長、町農業振興課職員

※担当する地区内で畦畔^{けいはん}以外への延焼や作物などへの被害が出ないように、啓発や見回りを行います。

■防火対策 = 町消防団が、飛び火警戒に当たります。

■注意事項 =

- ①火入れ時間を必ず守ってください
- ②一人での作業はしないでください
- ③風の強い場所では焼かないでください
- ④建物や山の近くでは焼かないでください
- ⑤延焼を防ぐための備えを行い、火付けをしてください
- ⑥場所移動時は、完全な消火の確認をしてください
- ⑦危険箇所への火入れを行うときは、各地区の消防団・地域農業集団長・農事振興会長・自治公民館長にご連絡ください
※山林や人家の近くでのあぜ焼きには特にご注意ください
- ⑧JR線路の敷地内ではあぜ焼きはできません
※ケーブルが埋設してあるため、火入れは禁止です

★お問い合わせは、町農業振興対策協議会

【事務局】農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通) お願いします。

◆農地法に関する申請の受付期間のお知らせ

令和5年1月分以降の農地法申請の受付期間を下記のとおりとします。皆様のご理解とご協力をお願いします。

※申請受付内容としては、農業委員会の議案や報告として取り扱われる内容のみであり、農地法の規定による各種届出などは従来どおり随時受け付けます。

農地法 3・4・5 条許可申請等受付締切日一覧(令和5年1月～12月)			
申請受付締切日	総会開催予定日	3条 町許可予定日	4・5条 県許可予定日
1月10日(火)	1月27日(金)	1月末	2月中旬
2月10日(金)	2月28日(火)	2月末	3月中旬
3月10日(金)	3月28日(火)	3月末	4月中旬
4月10日(月)	4月28日(金)	4月末	5月中旬
5月10日(水)	5月29日(月)	5月末	6月中旬
6月9日(金)	6月28日(水)	6月末	7月中旬
7月10日(月)	7月28日(金)	7月末	8月中旬
8月10日(木)	8月28日(月)	8月末	9月中旬
9月11日(月)	9月28日(木)	9月末	10月中旬
10月10日(火)	10月27日(金)	10月末	11月中旬
11月10日(金)	11月28日(火)	11月末	12月中旬
12月8日(金)	12月22日(金)	12月末	令和6年1月中旬

※許可予定日はあくまで標準処理期間の目安であり、申請内容によっては他法令との関係で遅くなる場合があります。

※書類に不足・不備がある場合や事前の相談、打ち合わせが不十分な場合は受け付けることができませんので、必ず事前のお問い合わせをお願いします。

※受付日(通常10日)までに事務局に提出されなかった申請書類は翌月の総会で審議することになります。

★お問い合わせは、農業委員会(町役場 農業振興課内)
☎:52-9087(直通) をお願いします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

高病原性鳥インフルエンザは、すでに全国で17例、本県においても新富町で確認され、発生リスクが非常に高まっています。口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(3階 ③番窓口)までお越してください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通) をお願いします。



◆1月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします



■1月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p>回収日:1月18日(水) 時 間:《午後1時30分～3時》 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日:1月25日(水) ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>
場 所	町一般廃棄物最終処分場 (クリーンヒルみまた)
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意①: サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。 注意②: 金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> </div> <p>※分別は、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>○処理料金は現金支払いです。 ○処分場内は徐行運転で走行してください。 ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。</p>

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■農業用廃棄プラスチックの分別方法

**分別が徹底されていない場合
持ち込みをお断りします**

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

種 類	注 意 点
<p>①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稻用育苗箱 ・農業用タンクなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通) にお願ひします。

◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、特別給付金を支給します。

○対象となる人＝

①公的年金等を受けていることで、令和4年4月分の児童扶養手当を受けていない人

※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

※児童扶養手当の申請をしていれば令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止または一部停止されたと推測される人も対象です。

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

※令和4年4月分の児童扶養手当を受給した人は、本給付金を令和4年6月27日(月)に受給済みのため、申請できません。

○支給額＝

児童1人あたり5万円(令和4年度中18歳になる児童まで対象です。)

【公的年金等を受けていることで、児童扶養手当が受けられない人】

■申請期間＝6月27日(月)～令和5年2月28日(火)

■準備するもの＝

- ・本人確認書類の写し
- ・受取口座を確認できる書類の写し(通帳またはキャッシュカード)
- ・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類(戸籍とう本など)
※児童扶養手当の認定を受けていない人のみ必要です。
- ・年金の支給額を確認できる書類(年金決定通知書、年金振込通知書)
- ・令和3年度所得課税証明書

※同一住所に3等親以内(申請者の祖父母、父母、兄弟、姉妹、年度内に19歳以上になる子など)の親族がいる場合には、その人の収入額がわかる書類も必要になります。

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人】

■申請期間＝6月27日(月)～令和5年2月28日(火)

■準備するもの＝

- ・本人確認書類の写し
- ・受取口座を確認できる書類の写し(通帳またはキャッシュカード)
- ・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類(戸籍とう本など)
※児童扶養手当の認定を受けていない人のみ必要です。
- ・年金の支給額を確認できる書類(年金決定通知書、年金振込通知書)
- ・令和2年2月以降の収入額が分かる書類(給与明細書など)
※同一住所に3等親以内(申請者の祖父母、父母、兄弟、姉妹、年度内に19歳以上になる子など)の親族がいる場合には、その人の収入額がわかる書類も必要になります。



★お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口) ☎:52-9060(直通)
をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	1月4日(水)	1月16日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通) をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	1月5日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	おとなり まさはる くわはた みよこ 大隣 雅春、 栗畑 実余子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

- ・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
- ・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】1月27日(金)
時 間	【都城市】午後1時～4時
場 所	【都城市】消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を把握するため、必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	1月18日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

